

この制度改正により、国からの財政支援が拡充されることに伴い、国保の財政基盤の改善が期待されます。県は、財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の設定や、保

お知らせ



国民健康保険税の税率改定と算定方法の一部変更

知っ得!せとうち便



平成30年度から新たな国民健康保険制度改革が行われ、岡山県も新たに保険者に加わり、県内の市町村とともに国保の制度運営を行う体制となりました。

この制度改正により、国からの財政支援が拡充されることに伴い、国保の財政基盤の改善が期待されます。県は、財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の設定や、保険給付費に必要な費用を市町村に対して支払います。市は納付金を県に納付し、引き続き、資格管理、保険給付の決定、保険料の決定、賦課徴収、保健事業などの事業を実施します。

【平成30年度国民健康保険税の税率改定】
本年度以降の国民健康保険税は、納付金の支払いに充てることになり、県が示す標準保険料率を参考に、市の保険料率を定めることになりました。

県が示す標準保険料率と瀬戸内市の国民健康保険料率を比較すると、医療分は高く、介護納付金分は低い傾向にあります。保険料内のバランスを適正なものに近づけるために、税率を改定します（右下表を参照）。

【国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ】
国の法令改正により、平成30年度から国民健康保険税の賦課限度額（課税上限額）を引き上げます（左下表を参照）。

国民健康保険税の賦課限度額（課税上限額）

区分	改正前	改正後
医療分	54万円	58万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円
合計	89万円	93万円

国民健康保険税の税率改定

区分	医療分 (0~74歳)		後期高齢者支援金分 (0~74歳)		介護納付金分 (40~64歳)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	7.60%	7.60%	2.50%	2.50%	1.80%	2.00%
均等割	26,500円	23,500円	8,400円	8,400円	8,000円	9,000円
平等割	22,500円	20,500円	6,600円	6,600円	5,000円	6,000円

国民健康保険高齢受給者証を送付します

高齢受給者証は70歳以上75歳未満の人を対象に、加入している医療保険者から交付されます。瀬戸内市国民健康保険に加入している人が、現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。

7月下旬に新しい高齢受給者証を送付しますので、8月以降に医療機関などを受診の際は、必ず新しい高齢受給者証を窓口へ提示してください。

【自己負担割合の見直し】

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合（右表参照）は、所得や生年月日によって異なります。所得に変更があった場合などは、自己負担割合が変わることがあります。

生年月日	自己負担割合
昭和19年4月1日以前生まれの人	3割
	1割
昭和19年4月2日以降生まれの人	3割
	2割

※一定の所得がある人の自己負担割合は3割です。

市民課 ☎0869-22-1790

☎0869-22-1114

軽減の対象基準は変更ありません。

【5割軽減と2割軽減の対象基準を拡大】
前年中の所得が一定の基準額以下の世帯に対して、国民健康保険税の平等割と均等割を軽減する制度があります。4月1日の世帯の被保険者数と前年所得で軽減割合（7割・5割・2割）を判定します。国の法令改正により、平成30年度から国民健康保険税軽減の基準額が改定され、5割軽減と2割軽減の対象基準が下表のとおり拡大します。7

5割軽減の基準額 平成29年度までの基準額 33万円+27万×被保険者数 ↓ 平成30年度からの基準額 33万円+27万5千円×被保険者数
2割軽減の基準額 平成29年度までの基準額 33万円+49万円×被保険者数 ↓ 平成30年度からの基準額 33万円+50万円×被保険者数



まちの話題

問 秘書広報課 ☎0869-24-7095

フ アジアノ岡山のコーチらと交流

行幸小学校で6月1日、人権スポーツふれあい教室が開催されました。

子どもたちに人権についての理解を深めてもらおうと、岡山人権啓発活動地域ネットワーク協議会が企画。この日はアジアノ岡山のスクールコーチ、押鐘正幸氏、桑原浩一氏、山崎友斗氏、内海賢也氏が来校しました。

5年生約60人の児童らは、コーチと一緒にサッカーボールを使ったキャッチボールをして、交流を深めました。また、児童らはキャッチボールを通して、押鐘コーチから「相手の気持ちを考えて動いて」と、人を思いやる気持ちの大切さを教わっていました。

人権スポーツふれあい教室



4人のコーチに普段聞けない質問をする児童



ボールを受け取る前に、手をたたくなどの動作を入れたキャッチボール

薬 しみながら健康づくりについて学ぶ

瀬戸内市民病院フェスティバル



応急処置をテーマにした寸劇



薬の代わりにお菓子を使用した分包体験

瀬戸内市民病院で5月12日、第7回瀬戸内市民病院フェスティバルを開催しました。

市民病院のことをもっと知ってもらおうとともに、健康づくりへの意識を高めてもらおうと、病院の医師や看護師らが企画。看護師によるハンドマッサージや血管年齢測定などのコーナーが設けられ、朝からたくさんの人でにぎわいました。

また、応急処置をテーマにした寸劇があったり、手術室を特別に見学できたりと、来場者は楽しみながら病院や健康づくりへの理解を深めました。

い つまでもお元気で

100歳を迎えた高齢者をお祝い

5月16日に満100歳を迎えた重光春江さん（邑久町福元）のお祝いに、武久頭也市長らが21日、自宅を訪問しました。体が丈夫な重光さんは、子どもの頃から運動が大好きでバレーボール部で活躍していました。現在は、毎日通っているデイケアでいろいろな人とお話しするのを楽しみにしています。長寿の秘訣は「くよくよ悩まず、のんきなこと」。



お祝い状を受け取る重光さん（写真左）



武久市長と記念撮影する小林さん（写真右）

また、5月25日に満100歳を迎えた小林登奈子さん（邑久町豊原）のお祝いに、武久市長らが30日、自宅を訪問。小林さんは、若い頃とても活発な性格で、編み物や大正琴、旅行などを楽しんでいました。編み物は家族の服を作る程の腕前だったそうです。長寿の秘訣は「食べ物の好き嫌いをせず、何でも食べること」。

お二人とも、これからもますますお元気で過ごしてください。

後期高齢者医療保険料の一部変更

後期高齢者医療保険の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。平成30年度からは、保険料の保険料率とその軽減の内容が変わります。

平成30・31年度の保険料率

	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割額	49,200円	46,600円
所得割率	9.87%	9.17%

※平成30年度から所得割額の軽減はなくなりました。
 ※平成30年度から一人当たりの年間保険料限度額が62万円に変更になりました。

詳細は、被保険者証送付時に同封しているパンフレットをご覧ください。

【被扶養者であった人に対する特例】の変更点

後期高齢者医療制度の被保険者となった日の前日に、会社の健康保険(国民健康保険および国民健康保険組合は除く)などの被扶養者であった人

平成29年度	平成30年度
「均等割額」が7割軽減され、「所得割額」はかかりません	「均等割額」が5割軽減され、「所得割額」はかかりません

後期高齢者医療被保険者証を送付

現在お持ちの後期高齢者医療の被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日までとなっています。
【被保険者証の更新】
 7月下旬に新しい後期高齢者医療被保険者証(被保険者証)を送付します。
 8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を窓口に表示してください。

【一部負担金の割合の見直し】

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。所得区分は前年の所得により毎年判定し見直すため、新しい被保険者証では、割合が変更されている場合があります。

一部負担金の割合

現役並み所得者	3割負担
一般・低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ	1割負担

※被保険者の収入合計額が2人以上で520万円未満、1人の場合で383万円未満の人は、申請により「1割」負担になります。
 ※現役並み所得の被保険者(世帯にほかの被保険者がいない場合に限る)であって、世帯内の70歳以上75歳未満の人も含めた収入合計額が520万円未満の人も、申請により「1割」負担になります。

【自己負担限度額の見直しと限度額適用認定証の交付(住民税課税世帯)】

平成30年8月から現役並み

所得者と一般の区分の高額療養費の自己負担限度額(月額)が変わります。それに伴い、限度額適用認定証の交付が始まります。
①現役並み所得者の所得区分の変更点
 平成30年8月から現役並み所得者の所得区分が、課税所得によって3段階に分かれます(下表参照)。
 課税所得145万円以上690万円未満の現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの被保険者および同世帯の被保険者の人は、申請により後期高齢者医療限度額適用認定証が交付されます。
 1カ月に1つの医療機関での窓口負担額が高額になる可能性のある人は、申請をしてください。ただし、世帯内の被保険者で所得の未申告者がある場合は、交付ができません。所得がない場合でも申告が必要となりますので、税務課で申告をしてください。
②一般の所得区分の変更点
 平成30年8月から一般の自己負担限度額(外来のみ)が変更になります。

自己負担限度額(月額)

所得区分	世帯単位(入院含む)	
	個人単位(外来のみ)	
現役並み所得者	平成30年7月まで57,600円	平成30年7月まで80,100円+1% (注1) [44,400円] (注2)
現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)	平成30年8月から252,600円+ (医療費の総額-842,000円) × 1% [140,100円] (注2)	
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上)	平成30年8月から167,400円+ (医療費の総額-558,000円) × 1% [93,000円] (注2)	
現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上)	平成30年8月から80,100円+ (医療費の総額-267,000円) × 1% [44,400円] (注2)	
一般	平成30年7月まで14,000円 年間限度額144,000円(注3)	57,600円 [44,400円] (注2)
	平成30年8月から18,000円 年間限度額144,000円(注3)	

(注1)「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。
 (注2)過去12カ月以内に世帯単位で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。
 (注3)毎年8月~翌年7月が対象です。
 ※所得区分の低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)、低所得者Ⅱ(区分Ⅱ)は変更がありません。

詳細は、被保険者証送付時に同封しているパンフレットをご覧ください。

【減額認定証の更新】
 所得区分が低所得者ⅠまたはⅡの被保険者の人が入院する際や高額な外来診療を受けるときに、申請により交付される後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)を、医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費は自己負担限度額までとなり、1食当たりの食事代も減額されます。
 現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が低所得者ⅠまたはⅡとなる場合は、新しい減額認定証を被保険者証に同封し、7月下旬に送付しますので、申請の手続きは必要ありません。
 ただし、次に該当する人は

①世帯内に所得の未申告者がある人
 世帯内に所得の未申告者がいる場合は、新しい減額認定証は送付されません。
 所得がない場合でも申告が必要となりますので、税務課で申告をしてください。
②長期入院をした人
 平成29年8月1日以降、所得区分が低所得者Ⅱで、減額認定証を持っていた期間内に90日を超える入院日数がある人は、市民課で申請をしてください。
 申請が認められた場合、1食当たり160円となる減額認定証が交付されます。ただし、平成29年8月1日から平成30年4月30日までの間で入院が90日を超える人は、自動的に減額認定証が交付されるため、申請の手続きは必要ありません。
岡市民課
 ☎0869-22-3958
岡市市民課
 ☎0869-22-1114
岡市市民課
 ☎0869-22-1114

ねんきんのおはなし♪ 国民年金保険料の後納制度をご存じですか

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。しかし、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。
 後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった人が受給資格を得られることがあります。
 制度の利用を希望する人は、早めに申し込んでください。

後納制度に関する詳しい内容は、「ねんきん加入者ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。
 なお、ねんきんネット (<http://www.nenkin.go.jp>) では、自分の年金記録から、後納制度を利用できる期間を確認することができます。

岡ねんきん加入者ダイヤル
 ☎0570-003-004
岡岡山東年金事務所
 ☎086-270-7925
 (自動音声案内2番)
岡市民課 ☎0869-22-1790





海岸をきれいにしませんか

リフレッシュ瀬戸内

「リフレッシュ瀬戸内（海岸清掃）」を実施します。

美しいまちづくりを推進するため、皆様のご協力をお願いします。

▷日時 7月11日（水）
午後5時30分～午後6時
（小雨決行）

▷場所
・牛窓町牛窓 笠江海岸
・邑久町虫明 扇海岸

▷集合場所 現地（いずれかの海岸）
※ごみ袋・軍手は市で用意します。

◎建設課
☎0869-22-2649



- ①露店などの開設届出
事前に消防本部へ「露店等の開設届出書」を提出してください。様式は市ホームページ（消防本部ページ）からダウンロードできます。
- ②消火器の設置
消火器は、火気器具などを使用する露店に設置が必要と



消火器準備!

お祭りなどの露店には消火器の設置が必要です
祭礼、祭日、花火大会、その他多くの人が集まる催しで、火気器具などを使用する場合は、次のことを守ってください。

- ▽火気器具など ガスコンロ、電気コンロ、フライヤー、グリル、発電機など
- ▽消火器の設置方法
原則、1つの露店など（火気器具を使用するもの）に対して、消火器1本必要です。

なります。

▽火気器具など ガスコンロ、電気コンロ、フライヤー、グリル、発電機など

▽消火器の設置方法

原則、1つの露店など（火気器具を使用するもの）に対して、消火器1本必要です。

- ▽対象者
男性17～69歳、女性18～69歳
※体重が50kg以上の人のみ
※65歳以上の人の献血については、60～64歳の間に献血経験のある人のみが対象
- ▽持参するもの
運転免許証、献血カードなど

◎健康づくり推進課
☎0869-26-5961

献血にご協力ください
400ミリ献血を次のとおり実施します。

▽日時・場所
7月18日（水）
午前9～11時
ゆめトピア長船

・午後0時30分～午後4時30分
中央公民館（邑久）



注意

腸管出血性大腸菌（O157など）感染症に要注意

O157に代表される腸管出血性大腸菌は、腹痛や血便などの症状を起こすだけでなく、乳幼児や高齢者では、貧血や尿毒症を併発して、命にかかわることもあります。

この菌は、牛などの家畜の腸管にすることがあり、そのふん便がさまざまな経路で食品や水などを汚染し、感染の原因になると考えられています。

次のことに気を付けて、暑い夏を乗り切りましょう。

【予防方法】

- 調理前、食事前、用便後、動物を触った後などは、手をよく洗いましょう。
- 台所は清潔に保ち、まな板、ふきんなどの調理器具は、十分に洗浄消毒しましょう。
- 生鮮食品や調理後の食品を保存するときは、冷蔵庫（10℃以下）で保管し、早めに食べましょう。また、食肉など加熱して食べる食品は、中心部まで火を通しましょう。

【気になる症状があるときは、早めに医師の診断を受けましょう】

●主な初期症状は、腹痛、下痢などで、さらに進むと水様性血便になります。

【患者からの二次感染に気を付けましょう】

- 患者の便に触れた場合は、手をよく洗い消毒しましょう。
 - 患者が入浴する場合は、シャワーのみにするか、最後に入浴するなどしましょう。
 - 患児が家庭用ビニールプールで水遊びをする場合、他の幼児とは一緒に入らないようにしましょう。
- ※患者が衛生に配慮すれば、二次感染は防止できるので、外出の制限などは必要ありません。

◎健康づくり推進課 ☎0869-26-5962



- ②医療費の助成
障害の軽減などのため、治療・手術を受ける場合、医療費の一部が医療保険と公費で助成されます。
- ▽対象者 18歳未満の身体に障害や疾病を有する児童、18歳以上の身体障害者手帳所持者

【精神通院医療】

病院などに通院する場合、医療に要する費用の一部が医療保険と公費で助成されます。

⑤意思疎通支援事業

手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

▽対象者 聴覚障害のある人

⑥福祉用具などの給付

日常生活に必要な身体機能を補うための車いすや装具などの購入、修理、借り受けへの補助が受けられます。

▽対象者 身体障害者手帳所持者、難病患者

【補装具】

日常生活に必要な身体機能を補うための車いすや装具などの購入、修理、借り受けへの補助が受けられます。

- ⑧各種助成事業（事前相談必要）
福祉タクシー助成、障害者自動車運転免許取得および自動車改造助成、難聴児補聴器購入費等助成などの制度があります。
- ⑨ヘルプマーク・ヘルプカード
義足などを使っている人や内部障害の人、妊娠初期の人など、援助や配慮が必要なことが外見から分かりにくい人が、周囲に配慮を必要として

種類	内容
居宅介護	自宅で入浴・排泄・食事などの支援をする
短期入所	夜間も含めた短期間、施設で介護をする
生活介護	介護・創作活動などを行う
就労継続支援	就労や生産活動などの機会を提供し支援する
児童通所支援	日中、日常生活動作や適応訓練を行う

平成30年4月、障害者総合支援法改正に伴い、新サービスが創設されています。
（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援）

- ⑩ほっとパーキングおかやま
車いすマークの駐車場を利用することが出来ます。
- ▽対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者、要介護者、妊産婦（期限があります）など

障害のある人へのサービス
障害のある人へのサービス（事前申請が必要）を紹介いたします。対象者、条件などにより、サービスを受けられない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

- ①運賃の割引など
電車やバス、タクシーなどを利用した場合に手帳を提示すれば、運賃の割引が受けられます。
- ▽対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ②医療費の助成
障害の軽減などのため、治療・手術を受ける場合、医療費の一部が医療保険と公費で助成されます。
- ▽対象者 18歳未満の身体に障害や疾病を有する児童、18歳以上の身体障害者手帳所持者

- ③各種手当など
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、障害児福祉年金があります。
- ④障害福祉サービス
障害の程度に合わせたサービスを受けられます。
- ⑤意思疎通支援事業
手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- ▽対象者 聴覚障害のある人
- ⑥福祉用具などの給付
日常生活に必要な身体機能を補うための車いすや装具などの購入、修理、借り受けへの補助が受けられます。
- ▽対象者 身体障害者手帳所持者、難病患者
- ⑦障害福祉サービス通所者交通費助成金交付
障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）へ鉄道、バスなど公共交通機関を利用して通所している障害者に対し、通所に関する交通費の一部を助成します。
- ※自分で運転する自家用車、自転車、徒歩での通所、事業所の送迎の人は、対象外

【日常生活用具】

ストマ用具、紙おむつ、歩行支援用具などの用具が給付されます。

身体障害者相談員（10人）

氏名（しめい）	地域	相談先☎ （市外局番 0869）
大森 進（おおもり すずむ）	邑久	22-1965
木村 晴子（きむら はるこ）		22-0646
雪上 緑（ゆきうえ みどり）		22-0705
砂場 邦彦（すなば くにひこ）		24-0263
寺尾 千枝子（てらお ちえこ）		086-943-6654
岸野 康人（きのの やすと）	牛窓	22-1498
久保木 多喜子（くぼき たきこ）		34-3534
高牟礼 佑而（たかむれ ゆうじ）		080-2935-0968
小山 恵（こやま めぐみ）	長船	26-3416
初治 仁子（ういじ ひとこ）		26-2579

知的障害者相談員（3人）

氏名（しめい）	地域	相談先☎ （市外局番 0869）
藤林 小百合（ふじばやし さゆり）	邑久	22-9777
大崎 明美（おおさき あけみ）	牛窓	34-2215
大塚 真理子（おおつか まりこ）	長船	26-3695

いることを知らせるためのものです。福祉課などの窓口で交付しています。

での送迎（乗降介助を含む）をします。事業者への事前登録が必要です。

⑬身体・知的障害者相談員

身体障害者相談員と知的障害者相談員を各地域に設置しています（右表参照）。

⑭その他情報提供

瀬戸内市地域自立支援協議会では、市内の障害福祉サービス事業所などの情報をホームページで提供しています。また、障害福祉サービス（児）の福祉については、福祉課にあります。

◎福祉課
☎0869-26-5943
HP <http://www.city.setouchi.jp/>

募集



親子の絆づくりプログラム
赤ちゃんがきた

市では、初めての赤ちゃんを育てている母親を対象に、赤ちゃんとの関わり方を学んだり、子育て仲間をつくらせるプログラム「親子の絆づくりプログラム赤ちゃんがきた(BPプログラム)」を開催します。

母親同士が情報交換することで、育児の不安やストレスの解消にもつながります。皆

さん、一緒に子育てについて話をしましょう。

▽日時 7月12日、19日、26日、8月2日(いずれも木曜日)

午前10時～正午(全4回)

▽場所 ゆめトピア長船

▽対象者 平成30年2月～平成30年5月生まれの第1子とその母親で全4回に参加できる人

▽定員 10組(先着順)

※5組以上の参加で開催し、定員になり次第締め切ります。

▽参加費 777円(テキスト代)

▽申込期間 7月18日(水)

▽申込先 瀬戸内市民病院

☎0869-24-8033



なるほど!!健康教室

瀬戸内市民病院では、さまざまなテーマで健康教室を開催しています。ぜひご参加ください。

▽日時 7月19日(木) 午後2～3時

▽場所 瀬戸内市民病院

▽テーマ 放射線科の検査について～体の中を覗いてみよう～

▽講師 赤木耕平氏(放射線技師)

▽定員 30人

▽参加費 無料

▽申込期限 7月18日(水)

▽申込先 瀬戸内市民病院

☎0869-22-1234

市民後見人になりませんか

権利擁護センターほっとせとうちでは、認知症や障害により判断能力が不十分な人を身近な地域で支援する「市民後見人」の養成研修事前説明会を開催します。

成年後見制度や市民後見人に関心のある人は、電話で申し込みの上、ご参加ください。

▽日時 8月2日(木)

午前10時～午前11時30分

(午前9時30分受付開始)

▽場所 ゆめトピア長船

▽定員 30人(先着順)

※定員になり次第締め切ります。

▽参加費 無料

▽申込期限 7月27日(金)

▽申込先 権利擁護センターほっとせとうち

☎0869-24-7711



求職者支援訓練
受講者募集

求職者支援訓練とは、雇用保険を受給できない求職者などを対象に、全国の民間教育訓練機関が実施する「就職」を目的とした公的な職業訓練です。

今回、8～9月に開講するコースの受講者を順次、募集しています。

所定の手続きが必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

▽募集科 基礎コース・実践コース(介護福祉、医療事務、事務分野など)

※開講日、訓練期間(2～6カ月)などは、コースによって異なります。

▽受講料 原則無料(テキスト代などは自己負担)

※一定の要件(収入・資産など)を満たす人には、職業訓練受講給付金(月10万円と交通費(所定の額)が支給される場合があります。

▽申込先 四国ハローワーク西大寺
☎086-942-3212

消費生活
安心ほっとライフ



第22話 雑木林を売却したはずが、
新たな原野を買わされた【原野商法】

<相談事例>

宅建業の免許を持つ業者から、電話で何度も「雑木林を5千万円で買い取る」と持ち掛けられ、会って話を聞いた。「他の土地と一緒に購入すれば節税になる」「購入費用は後で返す」と説明され、買い手のつかない土地が売れるならと思い、400万円を支払って契約書にサインした。

しかし、いつまでも購入費用は返金されず、改めて契約書を確認すると、雑木林を1,200万円で売り、原野を1,600万円で購入する契約となっていた。あわてて業者に連絡したが、電話に出ない。

<アドバイス>

- 過去に原野商法の被害に遭った人に「土地を高く買い取る」と持ち掛け、言葉巧みに売却額より高額な新たな土地も一緒に購入させるといった二次被害の相談も見られます。
- 「土地を買い取る」「土地を交換してほしい」などと言われてもきっぱり断り、絶対にお金を支払わないようにしましょう。
- 宅地建物取引業の免許があっても、悪質な勧誘を行う業者もいるので、注意が必要です。

★相手が自分の個人情報を知っていても驚かず、相手にしないようにしましょう。

★契約してしまった後でも、クーリング・オフができるケースもあります。

★困ったときは、消費生活センターへ。

▽瀬戸内市消費生活センター ☎0869-24-8011

ハガキ多発
警報!

『騙されん そう言うあなたが 騙される』
特殊詐欺被害増加中!



被害金額1億6千万円超(岡山県内)
被害者33人(平成30年4月24日現在)

本人、家族、友人、近所の人が特殊詐欺の被害に遭わないように、怪しいと思ったら必ず誰かに相談するようにお願いします。

▽特殊詐欺要注意用語

有料サイト、登録料、未納料金、電子マネー、コンビニ決済、名義貸し、法的手続き、訴訟、最終告知、逮捕など

▽相談先

- ・警察総合相談電話 ☎#9110
- ・瀬戸内警察署 ☎0869-34-6110
- ・消費者ホットライン ☎188
- ・瀬戸内市消費生活センター ☎0869-24-8011



消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)284 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの下、給与差し押さえ及び不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバンサー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月10日
法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-****-xxxx
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

このような通知のハガキは
すべて架空請求です!

これは典型的な
特殊詐欺の手口です!

連絡先に電話しては
いけません!

催し物



瀬戸内市立美術館 展覧会

―特集《小磯良平・加山又造・ロダン(版画)》など―
セキ美術館コレクション展

セキ美術館は、愛媛県松山市にある私設の美術館で、明治以降の日本画、洋画の代表的な作家の作品を中心に収集しています。

この展覧会では、セキ美術館の充実したコレクションの中から、加山又造、小磯良平を特集するほか、横山大観、浅井忠、黒田清輝、東山魁夷など、日本を代表する作家の



浅井忠「京都風景」

作品とともに、ほとんど作品が残されていないため、大変貴重になっているロダンの版画など、作品78点を展示します。

▽開催期間 6月9日(土)～7月22日(日)

※期間中の休館日は、6月25日(月)、7月2日(月)、9日(月)、17日(火)

せとうちアート水族館
―松永正津 アート魚拓の世界―



松永正津「マダイ」90cm

美術館が水族館に。色あざやかに彩色された魚拓の第一人者・松永正津氏の作品約100点を展示します。

サメ、カジキマグロなどの巨大魚のほか、日本や地元瀬

戸内の魚など、展示室を巨大水槽に見立てて展示します。

▽開催期間 7月27日(金)～8月26日(日)

※期間中の休館日は、7月30日(月)

【以下、展覧会共通】

▽開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

▽場所 瀬戸内市立美術館

▽観覧料 一般500円、団体(20人以上)・65歳以上400円、中学生以下無料

【糸あやつりでうごく、海の生き物をつくろう!】

糸あやつりで動く海の生き物を作り、舞台上で上演します(事前申し込み必要)。

▽日時 7月29日(日) 午後1～3時

▽参加費 要観覧料

【夏休み子ども特別プログラム「アートな魚さがし」】

館内を海底探検。対話型鑑賞で魚図鑑を作りましょう(事前申し込み必要)。

▽日時 8月5日(日) 午前9時30分～午前11時、午後1時～午後2時30分(各回約60分)

相談



無料調停手続き相談会

(公財) 日本調停協会連合会では、調停手続きの利用に関する相談会を開催します。相談は無料、申し込みは不要です。

▽日時 7月4日(水) 午前10時～午後3時

▽場所 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)

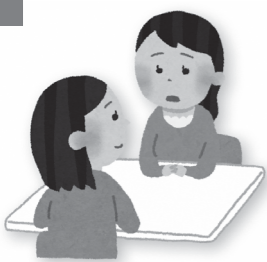
(岡山市北区南方2-13-1)

▽相談内容 調停手続きの利用に関する相談

・民事 金銭貸借、土地、建物、交通事故、公害など

・家事 離婚、親権、養育費、年金分割、相続など

岡山簡易裁判所庶務課
☎086-222-6865



海の事故ゼロキャンペーン

海難ゼロへの願い

海上保安庁では、マリンスポーツシーズンを迎える7月16日から31日までを「海の事故ゼロキャンペーン」期間として、官民の関係者が一体となった海難防止活動を実施しています。

★自分の命を自分で守るための3つの基本+1

- ①ライフジャケットを常時着用
- ②連絡手段の確保
- ③海の緊急電話118番
- ④帰港時間を家族に伝える

岡山海難防止強調運動玉野地区推進連絡会議(玉野海上保安部交通課)

☎0863-32-3589



漏水の早期発見に努めましょう

漏水は、少量であっても長期放置すれば、大きな使用水量につながります。

使用水量が多いと感じたときは、蛇口を全部閉めて水道メーターを確認してください。水道メーターの中のパイロット(銀色の円盤)が回っていたら、漏水の可能性があらわれますので、市が指定する給水装置工事業者(指定工事店)へ調査・修理を依頼してください。なお、調査・依頼などには費用がかかりますので、指定工事店と相談の上、ご依頼ください。

宅地内での水道管のひび割れや給水器具(蛇口・温水器など)の故障などにより漏水した場合は、漏水分の水道料金は使用者負担となります。

ただし、地下や壁の中での漏水の場合、指定工事店が修理すると、使用水量認定(減量)の対象となることがありますので、水道業務課へご相談ください。なお、指定工事店以外の業者や個人で修理した場合は対象になりません。

平素から水道メーターの自主点検を行い、漏水の早期発見に努めましょう。

・料金、使用水量認定については



パイロット
水道メーターの自主点検を行いましょう

岡山水道業務課
☎0869-22-1325

▽定員 各回10人程度

▽参加費 要観覧料

【ギャラリートーク】

展示室で作品を鑑賞しながら、作品の見どころを解説します(申し込み不要)。

▽日時 展覧会開催期間中の日曜日 午後1時30分～(約20分)

▽参加費 要観覧料

岡山瀬戸内市立美術館
☎0869-34-3130

◆作り方

- ①木綿豆腐はペーパータオルで包んで軽く水気を取って、さいの目に切る。
- ②ピーマンは縦半分に切り、へたと種を取り除いて、1～2cm幅に切る。
- ③ツナは缶汁をきっておく。
- ④フライパンにごま油を熱し、ピーマンを炒める。豆腐を加えてさらに炒め、ツナを入れて混ぜる。
- ⑤塩、こしょう、酒、しょうゆを加え、溶き卵を入れてさらに炒め、かつおぶしを加えて出来上がり。

◆今月のレシピは

岡山県栄養士会 玉瀬支部瀬戸内ブロックです。
岡山健康づくり推進課 ☎0869-26-5962



瀬戸内市の味

ピーマンチャンプルー



◆材料(2人分)

- ピーマン(4～5個)
- 木綿豆腐(1/2丁)
- ツナ缶(小1缶)
- ごま油(大さじ1/2)
- 塩(少々)
- こしょう(少々)
- 酒(大さじ1)
- しょうゆ(小さじ1)
- 卵(1個)
- かつおぶし(小袋1袋)